

令和2年第2回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 令和2年4月21日(火)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和2年4月21日(火) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 令和2年4月21日(火) 午前11時04分

◎ 出席議員

1番	成澤五郎	6番	松井盛泰
2番	山田顕人	7番	笠松悦子
3番	網野真	8番	木村一
4番	五十嵐捷爾	9番	谷口康之
5番	吉田峰一	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 2番 山田顕人 3番 網野真

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西山和夫
副町	長	大野樹
総務課	長	西野俊一
生活福祉課	長	鳴海英人
保健センター	長	(鳴海英人)
地域包括支援センター	長	(鳴海英人)
税務会計課	長	佐藤辰治
産業振興課	長	三原知明
政策調整課	長	長谷川将之
建設水道課	長	佐藤和人
教育	長	本間茂裕
学校教育課	長	帰山亮一
社会教育課	長	松本泰行
スポーツセンター	長	(松本泰行)
知内高等学校事務	長	南和敏
学校給食センター	長	(帰山亮一)
代表監査委員		西内貞治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	森永茂
議事係	長	東出朋也

令和2年第2回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

令和2年4月21日(火) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 2番、山田顕人君、3番、網野 眞君
第 2		会期の決定について
第 3		議長の諸報告
第 4	議案第 1号	令和2年度知内町一般会計補正予算(第1号)について
第 5	議案第 2号	知内町税条例等の一部を改正する条例について
第 6	議案第 3号	知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第 7	議案第 4号	知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
第 8	議案第 5号	知内町介護保険条例の一部を改正する条例について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長(伊藤政博)

おはようございます。

令和2年第2回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和2年第2回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長(伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、山田顕人君及び3番、網野眞君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議 長(伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませ

んか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第3、『議長の諸報告』を行います。

令和2年第1回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

◎ 議長(伊藤政博)

只今から、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町長(西山和夫)

議員の皆様には、令和2年知内町第2回臨時会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案5件であります。

議案第1号の令和2年度知内町一般会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれ8,111万6千円を追加し、総額を40億3,098万3千円とするものであります。補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策、橋梁維持費等の補正予算に伴う追加によるものであります。

議案第2号の知内町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律他、関係法律が改正されたことに伴い、町税条例の一部を改正するもので、改正の主な内容は、未婚のひとり親、男性のひとり親、全てのひとり親に対して公平な税制支援を構築する改正等に加え、元号が平成から令和に元号が改正されたことに伴う関係条文を改正するものであります。

議案第3号の知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急対策として、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者等に関わる傷病手当金の支給についての条例の整備をするものであります。

議案第4号の知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急対策として、後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者等に関わる傷病手当金の支給について条例の整備をするものであります。

議案第5号の知内町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行令等

の改正に伴い、低所得者の保険料の軽減強化を実施するもので、第1段階から第3段階でそれぞれ保険料が改正されるものであります。

議案の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

● 議案第1号 令和2年度知内町一般会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第1号、『令和2年度知内町一般会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案第1号、令和2年度知内町一般会計補正予算（第1号）について。

令和2年度知内町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,111万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,098万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

歳出の方からご説明致しますので、8ページをお開きください。

8ページ、2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費に141万4千円を追加し、3,373万4千円とするものであります。これは10節需用費から12節委託料につきまして、旧中ノ川小学校の譲渡時期が延期になったことから、施設の維持管理費を追加するものでございます。

続きまして、9ページ、16目新型コロナウイルス感染症対策費として1,140万円を追加するものです。これは18節負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種支援事業等の費用を追加するものであります。

続きまして、10ページ、3款民生費、1項、社会福祉費、4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に17万7千円を追加し、1億5,803万4千円とするものであります。これは8節旅費と10節需用費につきまして、新任保健師研修に係る費用を追加するものであります。

続きまして、11ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に11万4千円を追加し、2,776万8千円とするものであります。これは8節旅費に、新任保健師研修に係る研修旅費を追加。11節役務費と18節負担金補助及び交付金で、新生児聴覚検査が町単独の助成事業として実施していたものが、北海道事業により検査料を町が支払うことになったことによる追加と減額になっております。

続きまして、12ページ、7款1項商工費、2目商工振興費に43万円を追加し、1,14

3万円とするものであります。これは10節需用費で、「食」のスポット光熱水費を追加するものであります。

続きまして、13ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、3目橋梁維持費に6,650万円を追加し、6,712万4千円とするものであります。これは12節委託料で、橋梁長寿命化修繕計画策定委託料と橋梁点検委託料を追加。14節工事請負費で、向上雷橋補修工事に追加するものであります。

続きまして、14ページ、4項住宅費、1目住宅管理費に93万1千円を追加し、1億1,527万5千円とするものであります。これは21節補償補填及び賠償金で、湯の里団地入居者移転補償費を追加するものであります。

続きまして、15ページ、9款1項消防費、2目災害対策費に15万円を追加し、2億4,432万9千円とするものであります。これは10節需用費で、備蓄用消耗品としてマスクを購入するもので、3月に国から配布されたものが残数が少なくなってきたことから購入するものであります。

続きまして、歳入の方です。

4ページです。10款1項1目地方交付税に1,095万2千円を追加し、17億6,593万2千円とするものであります。これは只今ご説明しました、歳出に対応する財源として必要額を追加するものであります。

続きまして、5ページ、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に4,096万4千円を追加し、9,230万2千円とするものであります。これは4節道路更新防災等対策事業国庫補助金で、向上雷橋補修工事に対する補助金であります。

続きまして、6ページ、18款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に1,140万円を追加し、2億258万5千円とするものであります。これは2節ふるさと創生事業基金繰入金で、新型コロナウイルス感染症対策費に充当するための追加であります。

続きまして、7ページ、21款1項町債、2目土木債に1,780万円を追加し、8,250万円とするものであります。これは1節道路橋梁債で、向上雷橋補修工事に充当するための追加であります。

続きまして、3ページご覧ください。第2表地方債補正でございます。追加として、道路橋梁債1,780万円を限度額に追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

説明は以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳出については、一括質疑を行います。

皆さんにお諮り致します。今回の補正予算、新型コロナウイルス対策が一つの大きな課題であります。その他に補正予算以外にも新型コロナウイルスに対する質疑があらうかと思っておりますので、最初に新型コロナウイルス関連、補正予算も含めて、集中して質疑を受けたいと思っておりますが、そのように取り扱うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議がないようでありますので、まず最初に新型コロナウイルス関係、補正予算も含めて、その他の事項も含めて、特に質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

只今議長の方から、新型コロナウイルスの感染症対策ということで、集中してということでしたので。まず、今回の補正関連で何点かお聞きしたいと思います。新型コロナウイルスの感染拡大によって、町民生活、あるいは町内事業者の影響は極めて大きいということで、私自身も大変憂慮しております。とりわけ3月、4月に繁忙期であります、町内の飲食事業者、この影響は極めて甚大であろうというふうに思っております。そのようなことから、今回の本定例会で提案されております、コロナ関連の関連予算については、主に飲食事業者に特化した形での補正であろうというふうに思いますけども、この議案、更には議案の説明資料を拝見させていただいても、特別融資補給金事業以外の3事業については、実は、極めて抽象的な資料ということの中で、なかなかどういうものを対象にしているのか、その基準はどうかという辺りが、あまり明確になっていないということで、多分、理事者側においては、これら事業についての要綱・要領を定めているかというふうに思いますけども、もしあれば、それらの資料を提出していただければと思いますが、議長の方にお諮りしていただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、3番議員から、実施要綱等の資料請求がございました。

そのように取り扱うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。

暫時休憩します。

（ 休憩 午前9時43分 ）

（ 再開 午前9時46分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、資料請求のあった3点の資料がお手元に配布になったと思いますので、この内容について説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。予算資料の順にですね、まず、特別融資補給金についてご説明を致します。ホチキス止めしてある2枚ものの要綱にあります。こちらにつきましては、今、新型コロナの影響を受けた事業者の方々が、借入を行う制度というのを北海道は既に3月から開始しております。また、国においては今、日本政策金融公庫が窓口となって行っておりますけども、そちらが非常に混雑しているということで、今、第一次補正予算の中で民間の金融機関、信用金庫に拡大するという予定となっております。町内の事業者がこれらの国と北海道の融資制度を活用した場合、その保証料、それから利子につきまして、町が補給金という形で支援するという仕組みで考えております。その規模は、町の補給金の要綱としましては、1中小企業500万円以内。その融資の期間は5年以内。据置期間は1年以内と。これらの取扱金融機関については、町に所在します、うみ街信用金庫さん、それから木古内にございます、

道銀さん、また農協ですとか、漁組、そういったところも対象として考えております。これに掛かる予算額としまして、今回、250万円。財源をふるさと創生で補正させていただく予定でおります。

続いて、事業持続化支援金についてです。要綱は1枚ものになります。こちらについては、町内の飲食店、非常に新型コロナで直接的な影響、深刻な影響を受けている飲食店を対象に、最大30万円の支援金を交付したいというふうに考えております。交付に当たりましては、前年度、平成31年の売上ですね、売上によってその交付額は割合を変えてございます。また、その交付に当たっては、今年2月から4月の売上が対前年比で30%以上減少した月があること、というのがまず対象としておりまして、その次に、平成31年の売上が30万円から300万円未満については15万円。300万円を超える売上の事業者に関しましては30万円の支援金としております。この支援金につきましては、本日可決いただければ今月中に事業者の元に届けられるように、早急に対応したいというふうに考えております。私からは以上になります。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

引き続き、ご説明致します。次に3番、環境衛生向上事業というものなんですけども、こちら要綱では、新型コロナウイルス感染症等対策支援事業補助金交付要綱案ということで、お手元にお配りしているものですが、そちらの中で、1、2、3、4枚目だと思うんですけども、別表1ということで、環境衛生向上事業という区分のものをご覧ください。それで、昨今のこの新型コロナウイルスの拡大により、事業者の事業の維持や発展、そういったものを支援するためにこのような設備投資や販路拡大に係る支援事業を創設しました。内容としましては、接客業、飲食や宿泊業等や小売業の不特定多数の方と接触のある業種を対象に事業所等内における環境の保全、または改善に係る備品や設備や機器、そういったものに対しての支援を行うというものです。補助対象経費としましては、環境向上や抗菌の対策の向上に繋がるもの、3密の改善に必要とされるものということでもあります。事業実施主体としては、町内の業種の事業者の方。補助率と補助額については、事業費の2分の1以内で上限額が補助金の50万円まで、下限が5万円以上ということになっております。

続きまして、その隣ですけども、販売促進支援事業としまして、内容としましては、コロナ感染症の影響を受けた事業者等を対象に事業の維持・発展を行うため、新たな流通形態の構築や顧客の掘り起こし等に必要経費に対して支援を行います。補助対象経費としましては、そういった流通形態の構築、顧客の掘り起こしに必要な備品、消耗品、送料等というところになっております。事業主体としましては、同じく町内の事業者。補助率、補助額につきましても、同じ2分の1以内の50万から5万円ということになっております。とりあえず、以上で説明の方は終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

質疑ございませんか。

6番、松井君。

◎ 6 番（松井盛泰）

今、説明を受けた中で、特にこの一枚ものの知内町新型コロナウイルス感染症の拡大に伴

う持続化支援事業についてちょっとお尋ねしますが。まず、先ほど説明の中では、前年度の収入300万円以上、更には300万以下と。こういうふうに区切っているんですが、中にはですね、300万円に少し届かないという事業者も中にいると思うんですね。そういう場合も片方300万、精々もう10万か20万の差で30万と15万の差が出てくると。この要綱を見ますと、それらがきちっと載っていない。なんかこれ見たら、別表に掲げるものとするというような形と。その別表、本来あればいろいろ説明も出来るんだと思うけども。一つこの辺はですね、別表なんもない。失礼。この別表から見ましてもですね、この最低、最高限度を30万にして、最低15万。この幅の中で、もう少し運用出来るか。出来ないか。これ一つ、お尋ねしたいと思います。更には、今、国の緊急事態宣言を受けてですね、休業要請を出来るようになりました。その休業要請した場合に、これとは全く別に支援金を支給する用意があるのかどうか。それ、二つほど。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。持続化に関しての支援金の幅ですね、300万円以上とその以下という分け方は、非常に私どもの方でも難しいとは思っております。ただ、一律というわけには、なかなかいかないと。事業者の規模がそれぞれございます。そうした中で、15万円というのも事業者の規模にかかわらず、やはり非常に切迫している中では、ある程度支援の必要があるかなと思っております。事務的にはその段階をもうちょっと詳しく細かく分けてですね、実施することは可能ではありますが、それぞれの事業者の事情というのもございますので、ある程度の括りでやらせていただきたいというふうに考えています。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

2点目につきまして、説明させていただきます。今朝の新聞で、北海道知事が105の業体に休業要請をするということで出ています。それで具体的には、要請に協力した事業者には支援金として、個人であれば20万円、法人であれば30万円ということになっています。この後ですね、具体的な内容をQ&A方式で今日中にも公表するという内容になっています。それと、今後、北海道が市町村と協議するというので、地域の実情に合わせて上乘せするという事についても、各市町村にお願いをするという経過になっているというのを聞いていますので、それらについてはこれからの整理になるということになると思います。よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、松井君。

◎ 6番（松井盛泰）

今、課長の説明の中で、こちらの質問の中身はだいぶ理解はしているんですけども、見直しをするという考え方あるのか。これを見れば、案なんですよ。まだ直せる可能性は十分にあるということで理解しているんですが、これらの見直しについて、するのか。しないのか。お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明します。要綱につきましては、予算成立ののち速やかに正規化したい。策定したいというふうに考えておりますので、現時点では案を付けさせていただいております。支援のその区分につきましては、私どもの方でも様々検討を行った結果としてこの形を考えておりますので、この方式でやらせていただきたいというふうに考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、松井君。

◎ 6 番（松井盛泰）

こっちの言うこと全然理解していない。わかっています。わかります。と言いながらですよ、このままやるというなら何も理解していないのと同じことですよ。見直しをお願いしたいってこと、さっきからお願いしているでしょ。どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

様々な考え方あるんだろうと思います。ただ、今、飲食関係者にとっては2月知内町内でもコロナの感染者が出ました。不幸にも亡くなってしまうという事態になりましたけれども、その後、3月、4月、そして国の緊急事態宣言によって5月連休明けまで6日まで自粛を要請しているところであります。そうした中で、一番、我々のその自粛要請、不要不出の外出規制、又は行動の変容等を訴えてきたところでありますので、それらを一番被害として被っているのが飲食関係者であると考えております。その認識の元に、確かにどこで線を引くかというのはいろいろ課題がありますけれども、是非、今、提案の中でご理解いただければ、やらせていただきたいという判断であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

今の6番議員さんの質疑に関連しての部分と、あと別な部分も含めて何点か質問させていただきます。まず、事業持続化支援金事業の関係ですけども、今、町長がおっしゃるように、道のある意味自粛要請の中に入っている分もあって、先ほど副町長の方から事業者にあっては30万というような話も支援金としてあるということでもありますけども、そういうことから直接的に影響を受けているのはこの飲食事業者だろうというふうなことは重々理解しておりますけども、ただ、6番さんが言っていることは、単純に300万のあしきりで30万にするか、15万にするかというそういう議論ではなくて、もう少しその売り上げの額に応じて傾斜配分的要素を入れたらどうかということだろうと思うんです。ですから、その辺については運用の世界ですから、弾力的な形の取り扱いが出来ないものなのかなというふうには率直思います。そしてもう一つは、私なりに考えて、年間売り上げ、確かに町場であれば知内の場合も施設を借りて賃貸でやっているというところもあるということは重々承知しておりますけども、例えば町場の雑居ビルの中でのテナントであれば賃貸料も相当高いし、その売り上げがなくてもその支払いをしなきゃいけないということで影響は多大だろうと思うんです

けども、実際問題この要綱の中にありますとおり、年間売り上げ30万ということになった場合に、果たしてそれが影響受ける事業者たる者なのかどうかという辺りは少し私は疑問はもっております。速効的なものでやらなければならないということで影響は出来るだけ最小に留めたいという思いはありますけども、この辺をもう少し中身をしっかりと吟味する必要があるんだろうなということは率直思っております。まず、この事業については、そういうふうに思っております。改めてこれについては、ご答弁いただきたいというふうに思っております。

それから、2点目の環境衛生向上事業の関係。先ほど政策調整課長の方から説明ありました。要綱に基づいて説明ありましたけども、これについても、確かに3密を避けるために、例えばエアコンですとか、空気清浄機ですとか、あるいはアクリルパーテンションですとか、そういうようなものを、今、盛んにやられているかと思うんですけども、これもこの要綱見た限りでは、2月1日に遡及適用できる要綱になっています。ただ、これがグレードアップした新設なのか、更新なのか。あるいは新設なのか、単なる設備更新でもいいのか。その辺が極めて曖昧であろうと。この辺については、もう一回ご答弁いただきたいなというふうに思っております。

それから、3点目の販売促進支援事業。これについては、新たな流通形態の構築ですとか、そういうようなもの、今、町内商店インターネット販売しているところもいくつかの事業者ございますけども、主に対面販売方式ということの中で新たな販路の開拓ですとか、そういうような取り組みについて云々ということでもありますけども、これを読んだ限りでも、今一どういようなものが想定されて、どうなかっていう辺りがちょっと見え切れていない。これについても、もう少し具体的なお話をいただければなというふうに思っております。それと、先ほど6番議員さんお尋ねで、これ、町として今現在、道の方から正式に出なければなんとも言えない部分があるかと思えますけども、休業要請いくつかの項目がありますけども、この中で道は支援金30万、あるいは札幌市は協力金ということでやっているようなんですけども、鈴木知事ははっきりこれを市町村上乗せすることは想定しているというようなことなんで、町としても早々にこの協力要請に応じた、自粛要請に応じた事業者に対しては上乗せするのか、しないのか。その判断を早急に求められるだろうというふうに思います。これについて、今時点での町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (三原知明)

一点目についてご説明致します。ちょっと繰り返すにはなってしまいますが、持続化の交付金につきましては、事業者の規模というのが非常に幅がございます。そういった意味で、その線引きをする難しさというのはあるかと思っておりますけども、いずれにしても事業者については非常に切迫した状態であるということは間違いのないことだと思いますので、こういった形で進めてさせていただきたいと考えております。ご理解いただきたいと思えます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

説明致します。要綱の中で30万の下限を設けたっていうのは、実質的に年収が30万円

以下という事業体もあるということで調べた結果出てきています。従ってそれらについては、生活実態が必ずしもその事業で生活を営んでいるということにはならないだろうということの判断から下限を設定したということでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（長谷川将之）

次の質問についてご説明致します。環境衛生向上事業の事業の内容について、その補助対象がグレードアップ又は新規、その区分とその他エアコンですとか、空気清浄機が対象になるのかということだったんですけども、一応、厚生労働省の示されているものでいくと、外の空気を室内に入れる、その換気をすることが最も有効だとされております。室内の空気を回すだけではあまり効果というものは今のところ科学的根拠としてはまだ実証されていないというところでもありますので、まず外の空気との換気、それが重要になってくると思います。そういったものについて設備投資を行う。コロナウイルスに対して効果的なものであると判断されるものであれば、うちは対象としていきたいと考えております。もう一つの販売促進支援事業、こちらについても具体的な例と言うか、内容についてはですね、新しい流通形態の構築、こういった時期なのでインターネットや通信販売とかそういったものを駆使して、工夫した事業の伸展に取り組む方に、事業者の方に支援していきたいということで、例えばですね、テイクアウトの必要な経費、そういったインターネット販売を行うための経費、あとオンラインとか、SNSなども利用して工夫される事業展開をする場合の経費というものに、うちは支援をしていきたいということで考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

休業要請の件について私の方から説明をさせていただきます。今、全国的に緊急事態宣言が発令されて東京都は休業要請独自でやるという大きなかまどがありますので、それで対応するというお話。また、近隣の県、千葉県又は神奈川県は国の責任でやるべきだろうと。休業要請はやっぱり休業要請プラスアルファ補償セットで国がやるべきだろうというのは随分報道等で示されているところでもありますし、北海道においても札幌市が北海道知事に休業要請又は合わせた補償も担保した休業要請をお願いしてきたところでもありますけれども、なかなか腰を上げなかったという、それが今回、昨日、ようやく休業要請をかけながら、それぞれ手当をするというお話になりました。それで、知内町がどの程度の、例えばカラオケ喫茶だとか、どこが該当するのかという、果たしてスナックがカラオケになるのかどうかわかりませんが、その辺はこれからまたいろいろ対応出来るんだと思いますけれども、ただ基本的に今、飲食店、ほとんどの飲食店でありますから、そこに酒類、酒だとかの提供を7時で終わらせるということになれば、果たしてこの田舎で7時から、通常であれば7時から、やはりそういういろんなコミュニケーションが活発化する時間帯でありますし、たぶん出歩くのもその頃からなんだろうと思っています。そういう面で、果たして7時から酒類を禁止して、果たして成り立つのかという思いもありますので、その辺はこれからまた今、上乗せ各自自治体で上乗せも検討してもいいみたいな記事の書き方していますけれども、それはこれからまた更にちょっと深めて検討していただいて、更に第二弾として、もし提案するのであ

れば第二弾として提案をさせていただきたいと考えています。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

30万の傾斜配分につきましてはですね、気持ちとしては私どももわかります。公平に実施をしたいということで考えております。ただ、今、飲食店のアンケートの回答を見ますとですね、現在13社の内、10の事業所から回答をいただきました。その中で最大100%減収、それから平均しまして2月で62.7%、3月で54.4%減少しているという実態があるということ、まず一点お知らせしておきたいと思っております。それからもう一点は、国の補正予算案では収入が半減、半分になった場合、中小企業へ最大200万円、個人事業主につきましては100万円という給付を予定しているということは聞いているんですけども、これらの支援の時期、対象等については今のところ不明であります。したがって、先ほどもちょっと触れられておりましたけれども、家賃の支払、それから店舗のローンの支払等で苦慮しているという声も耳に入ってきておりますので、その点をご理解いただきまして、何とかこの30万円と半分の15万円ということで、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、松井君。

◎ 6番（松井盛泰）

特別融資の関係でちょっとお尋ねしますが、3月に道の方から、この融資制度が発表されてきてですね、この説明資料等につければ日本政策金融公庫、更には各企業等を利用しながら、この特別融資運転資金の特別融資制度が実施されます。ただ、知内の一次企業、第一次産業の中でJA、JF、森林組合はまだそこまでいっていないと思うんですが、この産業の中で、この取り組みが今一見えてこない部分が非常にあるんですね。せっかくの、とくに漁業者の場合、ホタテでも今、ホタテの取引先が逆に今、倒産している状況ですよ。もう火だるま状況の中で、運転資金がもう底をついている部分というのは相当あるんだろうと思えます。そういう中でも、尚且つ、この制度を活用しようという動きが今一見えないということは、窓口となるところの理解がきちとなされているのかどうか。この辺ちょっと調べたことありますか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。JAとJFがですね、その組合員ですとかにどのようなちょっと周知を行ってきたかというのは、ちょっと把握しておりませんでした。いずれにしてもこの町の制度はですね、JFであれ、JAであれ、新型コロナの国もしくは北海道の融資制度に乗った場合は対象となりますので、各組合と話をしてですね、町の制度も含めて国・北海道の制度の周知も進めていきたいというふうに考えております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、松井君。

◎ 6番（松井盛泰）

せっかくのこの制度が創設されたばかりですから、早急にですね、この制度を活用出来るように、協力を今、徹底した指導の仕方をお願いしたいと。それから、ちょっとまた戻ります。先ほど副町長の方からも説明ありましたが、例の15万から30万の間。これ、今年1年、来年の3月31日の1年間の時限立法なんですね。1回配分して、それちょっとおかしいよと必ず何かにか批判が出てくるだろうと。その時にこれを見直ししても遅いんですよ。ですからですね、くどいようですけども、このね、要綱の見直し等について再度検討をお願いを致したいと。以上になります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

2番、山田君。

◎ 2 番 (山田顕人)

先ほど6番議員さんも言われていたとおりなんですけども、仮に30万円の方が15万円を貰える。290万円の方も15万円なんだと。その辺ちょっとおかしいのかなと私、思うんですよね。やはりここはちょっと改正した方がいいのかと思うんですけども、その辺如何でしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

暫時休憩します。

(休憩 午前10時15分)

(再開 午前10時17分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

説明します。現在、私どもで13の事業者の内、10の事業者についてはある程度の売上把握してございます。それで、その中でいきますと、相当の開きは現実的にある訳です。ただ、今、設定した300万の範囲で、例えば30万に近い人と300万に近い人と同じ15万というのはどうなのというご質問だと思うんですけども。今、手元にある資料でいくと、300万に近い数字と30万に近い数字っていうのはほとんどないんです。現実的にですね。ですから、区切りとすると300万にしてやると上の方はそれ以上の金額で確保出来ますし、それから30万から300万の中でいきますと、大体平均しますと真ん中ぐらいということを押さえているということでございます。従って、それらについては、均衡を保てるのかなということで判断をした数字であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

いろんな議論があつたんですけども。私も先ほど協議会の時に貰った資料を見ますと、私は今、この第1期の部分はなかなかいろんな形での支援、国・道・町と独自の対応というのがあると思うんですけども。ただ、私としてはですね、このコロナウイルスというのは、やっぱりちょっと長期的な展望でなるのかなという部分で私は考えております。その中で、今、

この資料を見ますと、第1期の部分はそうなんですけども、私はこの第2期の5月のこれが私は一番、私も業を成しているものですから、これが一番心配な時期なのかなということ。これからですね、この資料を見ますと、国の動向とか見て町の対応を考えるとということなんですけども、この辺についてですね、やはりもう少しですね、いろんな形で商工業者とも連絡を密にしてですね、そういう形で早い話、倒産というものが無いような形でですね、救える形のものをもうちょっと対応して考えてもらいたいなと思うんですけども、どうでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（西山和夫）

どう考えてもワクチンが開発されるまで2年だとか、日本では1年くらいだというお話もありますし、長期化するだろうという。また、今、北海道では第2波ということでもありますけれども、これが第3波、第4波来るのか想像が付かない中で、今、一生懸命医療関係者も頑張っていてコロナ収束に今、向かっているという段階であります。それで、町内の経済の影響どこまで広がるか今、木工関係も随分取引が滞っているだとか、販売が落ち込んでいるだとか、いろいろ情報がありますし、いろんな業界がこれから影響を受けてくだろうと考えています。それで、先ほどから15万という線引きが300万なのか、30万以上なのか、というお話あります。今、総体で、もう一度議論すれば時間掛かる。ちょっとそれ。後で担当から説明させますけども、いろんな意味でそういう飲食業界が直接的影響を受けているという状況にあります。それで、今、いろいろ議員の皆さんから提案いただいたことを今、踏まえて、今、担当の方から詳しく説明させますけども、また、ただいろんな所得の違いがあっても、先ほど言うように、賃貸だとか持ち家でやっている方々も居りますし、当然ローンだとか、または賃貸料とかいろいろ発生しています。また家族構成の中でどういう営んでいるかという、その内情的なものも少しありますし、様々な観点から考えれば本当にそれが妥当なのかというのは、なかなか厳しいとこあります。また町内では本当に上限というのは凄い金額がありますし、じゃあ、それで30万でいいのかというお話も当然出てきます。今、下限で議論していますけれども、じゃあ、上限はどうなんだというお話も当然出てくるだろうと思います。ただ、町のやれることというのは限られておりますので、どっかで線引きして理解してもらうしかない現状にあります。今、30万という給付金、組替えして一律10万の全国民に配るというお話も今、ありますけれども、それも考えてもやはり厳しい。いろんな環境の違いありますし、我々、当然公務員の中で果たしてどうなのかというお話も出ていますので、いろんな考え方は出てくるだろうと思います。ただ今、第1段階として今、やり切れるのはどこなのか。皆さんが理解していただいて、やり切れるのはどこなのかということで、今、一生懸命対応させていただきますので、その辺はちょっと今、内部で協議したことをちょっとお話させていただいてご理解いただければありがたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。持続化交付金につきまして様々なご意見を頂戴しまして、その区分の在り方ですね、傾斜配分的な区分の在り方、あと最低の前年度収入額の数字の在り方、その辺

につきまして運用でありますので、その運用方法について再度検討させていただきたいと思
います。今回、予算として提案させていただいています390万というのは、最大限13社
かける最大の30万という形で計上させていただいていますので、その範囲内において傾斜
配分も含めて再検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ありませんか。

7番、笠松君。

◎ 7 番 (笠松悦子)

先ほどから議論いろいろと聞いて、いろいろと皆さんで議論していますけれども、確認だ
けさせていただきたいんですけれども、このコロナ、多分収束するまでには1年以上はかか
ると言われておりますよね。今回だけじゃないですよね。こういう。まだまだあると思うん
ですけど、町の方ではまた第2段、第3段と考えていらっしゃるんですよね。そこだけ確認
させていただければ。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

説明致します。この後ですね、国の今、各個人に10万円ということが今日の新聞にも出
ていますが、これらが整理ついた段階で、まず5月の早々に議会に提案したいなという
ことを考えております。それから先ほども話しました、今後想定される宿泊小売業、その他の
商工業についても検討していきたいということで考えておりますけれども、町単独でとな
るとなかなか厳しいものがあるということです。したがって今、国の方では臨時交付金という
形で町に今、都道府県も含めて市町村含めて1兆円ということになっているんですけれど、
この金額も増えるということを知っておりますので、これらの中で対応出来るものもあるの
ではないか。あると思っておりますので、そういうことで対応していきたいというふうに思
っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、笠松君。

◎ 7 番 (笠松悦子)

それはわかりました。それで今、事業主というか事業所についての質疑が今、大きくされ
ていますけれども、この先、私がさっきも言ったように、長くかかるものだと思っていまし
て、その事業所の中で今、働いている方々とか、そういう方々の生活にもね、多分いろ
いろと支障をきたしてくるところもあると思います。特に今、産業課中心にやっていますけれど
も、今、この4月せつかく大学なり専門学校なり、やっぱり親の援助も受けながら自立しな
がらやろうという子ども達も出ているはずですよ。その子ども達も奨学金なりなんなりを申請
したり、町だけじゃなくいろんなところの奨学金も借りているとは思いますが、その
アルバイト先が潰れて無くなっているんですよ。やっぱりその子ども達がアルバイトっ
て言ったら、やっぱり接客業が主ですよ。ホテルなり居酒屋さんなりとかそういうところ
なんですけれども、この先、長引いていった時にそういう方向性も、例えば奨学金の免除と
いうか利子の免除。今、返す時期に入った人達も居ると思うんですよ。その人達もやっぱり
仕事が休みなりなんなりって、返すに返せなくなっているということも起きないとは限らな

いと思いますので、そこの考慮なども考えていただければなと思ひまして。これは要望で即決は出来ないと思ひますので、要望として町の方で受け止めておいていただきたいなと思ひます。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

ちょっと個人的に相談を受けたのは、今、正しく7番議員がおっしゃることなんです。昼間いろんなアルバイトをしながら夜の大学に夜間に通うという、それで奨学金借りているんだけどもという話をいただいて。確かに今、全国的にそういう話題も今、少しずつ大きくなりつつありますので、全体見ながらそれらにも対応出来るのであれば対応したいと思ひています。あと今、地方創生交付金でどの程度来るのか把握出来ませんが、それで足りないければやはり町の財源として出していくというのも必要だと思ひていますので、もう見えないコロナ感染症という見えない戦いになっていますので、その辺は町全体でどう乗り切るべきか。今、躊躇して居られないところはどんどん積極的に町も支援の体制を構築していきたいと思ひていますので、それらも含めてまた今後対応していきたいと思ひます。

◎ 議 長（伊藤政博）

他にございませんか。

3番、網野君。

◎ 3 番（網野 眞）

予算と関係なくてもよろしいですか。冒頭議長の方からコロナ全般ということで、コロナ対策全般ということなので、予算とは直接関係ございませんけども、教育長にちょっとお尋ねしたいと思ひます。新型コロナの感染拡大で町内の小・中・高、幼稚園含めて、再び休校・休園を余儀なくされている状況にあります。こういう中で、確かに道教委からの要請に基づいてという部分が大きいかと思うんですけども、ですから、こういう場で教育長が全てを言えるかどうかということは別にしても、可能な限りお考えをお聞かせいただければと思ひますけども、一つは新学期始まって1カ月足らずで再度休校という状況。一番、学校がほぼ1カ月近くなって、一番落ち着いて来る時期かなというふうに思うんですけども、その時期に休校になって特に新入の子ども達の心理面での影響、それらについての対策的なものを教育委員会としてどのように講じて学校に指導しているのかという辺り。それから通常ですと、6月の頭に運動会、学校が一年間の一番大きい校内行事であろう運動会がありますけども、これも現時点ではなかなか難しい状況かなというふうに思うんですけども、これらの校内行事含めて、更にはこれだけ長期にわたって休校が続くというふうになると、学力面での授業時数の確保、これらについても多大な影響があろうと思うんですけども、これうちの町に限ったことではないんですけども、教育委員会としてどのようにお考えか今時点でのものがあればお聞かせいただければと思ひます。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

ご質問の件につきまして、お答え申し上げたいと思ひます。まず、再び一斉休校になったことによる新入学児童・生徒への対応でございます。議員ご指摘のとおり、学校生活に順応

していくための大切な初期指導の場面が失われております。このことにつきましては、我々も大変憂慮しているところでございます。臨時休校の際に、この後、分散登校等の実施を予定してございます。そういった場面で児童・生徒の健康観察、あるいは心理面の相談等に応じて参りたいというふうに感じております。また、休校中におきましても、保護者の要請によって個別の相談、教育相談を実施して参りますし、町で配置しております心の教育相談員も機能させて参りたいというふうと考えております。それから、授業についてでございますけれども、これも大変大きな問題でございます。2月27日からの前年度の最後の1月に授業が出来ませんでした。各学校におきましては、積み残しの分を4月の学校再開の当初より取り組んで参りましたが、再び休校となってございます。これらの授業時数の確保につきましては、年間を通じてこれだけ授業時数が損なわれるという数字がまだ全然見えないものですから、その時その時の対処療法的になりますけれども、中期の見通しを立てながら補填をしていくというような形で、まず乗り切っていきたいというふうに感じております。私ども教育委員会と学校が緊密な連携を取りながら対処して参りたいと、このように感じております。運動会等の学校行事についてでございますが、本当に残念ながら今年度の小学校・中学校の運動会については、既に中止の判断を致しまして保護者の皆様、町内会長、PTA会長の皆様に文書をもってお知らせをしたところです。この後予定されております学校行事につきましても、内容の計画変更、あるいは延期、最悪の場合は中止の判断もやむ無しというふうに感じております。しかしながら、子ども達が、あるいは生徒の皆さんが心に残る学校生活になりますよう何が出来るかをこれからも検討を続けて参りたいというふうに思っております。現時点の状況としては、そのとおりでございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他にございませんか。

なければ、歳出全般について質疑を受けたいと思いますが、よろしいですか。

質疑ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

8ページ。先ほどの課長の説明ですと、中の川小学校の売却というか、延期になったという説明だったんですけども、この辺についてですね、ただ延期になったのか。それとも話がもう全然無くなって新たにリセットになるのか。その辺についてどのような状況なのかちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務課長。

◎ 総務課長 (西野俊一)

ご説明致します。これにつきましては、前の協議会の方でもご説明したとおりですね、相手方からちょっと延期をして欲しいということで、秋ぐらいを目処にということでしたので、この施設につきましては、もし譲渡してもですね、中の川・森越地区の避難所として活用していただくことも同意いただいていたので、もし、今、使わない期間もですね、もし何かあった時の避難所としての機能を活かすためにですね、この最低限の維持管理費をですね、今回、上程したということであります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

歳出の質疑がないようでありますので、歳入・公債費一括質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 知内町税条例等の一部を改正する条例について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第5、議案第2号、『知内町税条例等の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

◎ 税務会計課長 (佐藤辰治)

議案第2号、知内町税条例等の一部を改正する条例について。

知内町税条例等の一部を次のように改正する。

次のページをお開きください。知内町税条例等の一部を改正する条例であります。

説明につきましては、税務会計課説明資料で行いますので、見出しナンバー2の1ページをお開きいただきたいと思います。

知内町税条例等の一部を改正する条例の概要であります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第6号)、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)、土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第32号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年総務省令第2号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第23号)の施行に伴う改正及び元号の訂正となります。

改正内容につきましては、住民税関係においては30点の改正になります。

1点目は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金に係る法律改正にあわせた規定の整備であります。施行期日は、令和4年4月1日になります。

2点目は、町民税の納税義務者等について関係法律の改正にあわせた規定の整備であります。施行期日は、令和4年4月1日になります。

3点目は、個人の町民税の非課税の範囲の非課税措置について、寡夫(父親)を対象から

除き、未婚のひとり親を含めたひとり親を対象に追加するものです。施行期日は、令和3年1月1日となります。

4点目は、均等割の税率で法人税法において通算法人ごとに申告等を行うことに伴う規定の整備であります。施行期日は、令和4年4月1日となります。

5点目は、所得控除にひとり親控除を追加する等の所要の措置です。施行期日は、令和3年1月1日となります。

6点目は、町民税の申告について関係法律改正にあわせて条項等の規定を整備するものです。施行期日は、令和3年1月1日となります。

7点目は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする所要の措置です。施行期日は、令和2年4月1日となります。

8点目は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等の所要の整備です。施行期日は、令和2年4月1日となります。

9点目及び10点目は、法人の町民税の申告納付ですが、租税特別措置法の改正等にあわせての改正となります。施行期日は、令和4年4月1日となります。

11点目は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続ですが、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の整備です。施行期日は、令和4年4月1日となります。

12点目は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴い規定を削除するものです。施行期日は、令和4年4月1日となります。

13点目は、延滞金の割合等の特例について、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備です。施行期日は、令和3年1月1日となります。

14点目は、延滞金の割合等の特例について、条例(例)の項の削除による改正です。施行期日は、令和4年4月1日となります。

15点目は、納期限の延長に係る延滞金の特例について、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備です。施行期日は、令和3年1月1日となります。

16点目及び17点目は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例になりますが、平成から令和への元号の対応改正です。施行期日は、令和2年4月1日です。

18点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例になりますが、課税の特例適用期限を令和6年度までとする3年の延長をするものです。施行期日は、令和2年4月1日となります。

19点目は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設するものです。施行期日は、土地基本法等の一部を改正する法律の施行により令和3年1月1日となります。

20点目は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、令和2年度までの適用期限を令和5年度分までの3年間を延長するものであります。施行期日は、令和2年4月1日です。

21点目は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町

民税の課税の特例について、特例の創設に伴う所要の措置です。施行期日は、土地基本法等の一部を改正する法律の施行により令和3年1月1日となります。

2 2点目は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等については、改元対応の改正です。施行期日は、令和2年4月1日です。

2 3点目は、個人の町民税の税率の特例等についても改元対応の改正です。施行期日は、令和2年4月1日です。

2 4点目は、平成31年改正条例（例）第3条のうち第24条の改正規定、附則第1条第4号、附則第4条について、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等の所要の措置となります。施行期日は、令和2年4月1日です。

2 5点目から30点目につきましては、それぞれ条の条文中における平成から令和への改元対応の改正となっております。施行期日についても全て令和2年4月1日となっております。

続きまして、固定資産税関係におきましては7点の改正になります。

1点目と2点目については、固定資産税の納税義務者等ですが、関係法律改正にあわせた規定の整備と、調査を尽くしても所有者が一人も明らかにならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定を新たに加えるものであります。施行期日は、令和2年4月1日になります。

3点目は、固定資産税の課税標準について、関係法律改正にあわせた規定の整備です。施行期日は、令和2年4月1日となっております。

4点目は、法第349条の3第27項等の条例で定める割合については、関係法律改正にあわせた改正になります。施行期日は、令和2年4月1日です。

5点目は、現所有者の申告について、登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がなされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を設けるものであります。施行期日は、令和2年4月1日です。

6点目は、固定資産に係る不申告に関する過料について、法律改正にあわせた規定の整備の改正となります。施行期日は、令和2年4月1日です。

7点目は、法附則第15条第2項第1項等の条例に定める割合について、関係法律改正にあわせた改正です。施行期日は、令和2年4月1日です。

続きまして、軽自動車税関係におきましては2点の改正になります。

1点目は、軽自動車税の環境性能割の非課税については、改元対応の改正となります。施行期日は、令和2年4月1日です。

2点目は、軽自動車税の種別割の税率の特例についての改元対応の改正になります。施行期日は、令和2年4月1日となります。

続きまして、たばこ税関係におきましては4点の改正になります。

1点目は、たばこ税の課税標準について、軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方式について、令和2年10月1日からは0.7g未満の葉巻たばこの本数を0.7本に換算し、令和3年10月1日からは0.7g未満の葉巻たばこの本数を1本として換算する改正となります。施行期日は、第1条による改正を令和2年10月1日となり、第2条による改正は令和3年10月1日となります。

2点目は、たばこ税の課税標準について、法第467条の改正に伴う規定の整備になります。施行期日は、令和2年10月1日となります。

3点目は、たばこ税の課税免除について、課税免除の適用に当たって必要な手続きを簡素化する改正となります。施行期日は、令和2年4月1日となります。

4点目は、たばこ税の申告納付の手続については、条例（例）の条例のズレによる改正です。施行期日は、令和2年4月1日です。

続きまして、特別土地保有税関係におきましては2点の改正になります。

1点目は、特別土地保有税の納税義務者について、関係条文の改正に合わせた改正となっております。施行期日は、令和2年4月1日となります。

2点目は、特別土地保有税の課税の特例については、改元対応の改正となります。施行期日は、令和2年4月1日です。

また、説明資料の8ページから59ページまで新旧対照表を掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

ちょっと5ページの固定資産税の部分で。（2）の部分について、使用者を所有者とみなすということになっている。期間は短くても、短いという言い方変ですけども、その辺で今、その時にいる人が対象になるということ。それとも、ある程度長く使っている期間があればその人ということ。どのように解釈したらいいですかね。

◎ 議 長（伊藤政博）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

全国的な状況で、被相続人の居ない財産等について等の状況、そのまま古い時代から借り続けてきて、昔からずっと借り続けている中で、その方が亡くなって被相続人が居ないよという状況も想定されます。そういう場合において、現所有者が居ない場合、実際に使用されている方がそのまま引き続いて課税をするということが可能となる条文になります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

ちょっと今、理解出来なかったんだけど、変な言い方しますとね、これを分からないである程度、それこそ居なくてその土地をある程度誰かに借りて2カ月、3カ月前から使っているとか、もう何十年も前から使っているとか、全然違うと思うんだよね。その辺についての解釈の仕方ということは、意地悪い言い方になるかもしれないけども、その辺についての町としてはどのような考え方でこういうふうな形になるのかなって。使っている人が使用者を所有者にするってことになれば、やっぱりその人の借りている土地だと思えばですけど、それが自分が対象になるとなればまた考え方が違ってくるのかなと思うんだけど。その辺どうなんですかね。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午前10時50分 ）

（ 再開 午前10時51分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

特に課税期間等ではなく、当然貸付けているということは賃貸料発生します。その賃貸料について相続権利、相続者が居ればその方が現所有者という形で、その方が納税義務者ということになるんですが、そういう状況でなく、全く所有者、相続放棄等で所有者が居ない中で引き続き使用している。中には賃貸料なしで、管理だけで使用を認めているようなケースも想定されますので、そういう場合において、相続人の居ない所有物件になった時に引き続いて借りている方を納税義務者に定めることも出来るというような規定になっております。期日は1月1日に、その方、固定資産税の課税は1月1日現在の所有者という形でその所有者が使用者という形になりますので。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

補足しますけども、固定資産税というのは1月1日で所有者に課税しているんですね。その時に、例えば死亡して所有権が無くなったということであっても、使用している人が1月1日の時点で居れば、その時点で1カ月であろうが、1年であろうが、1月1日で使用しているということであれば、そこで課税するということになるということです。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

意地臭い言い方かもしれないけども。ただ、この文書を見ますと、調査し尽くしても所有者が一人もわからないということは、その土地は、そうしたらその土地は一体誰の土地なのかという土地と言えど変だろけども、一体本当のものは誰のもの。町のものなのか、それとも個人のものなのかっていうことになると、税金ですから、その辺について結局それをどういう方法で調査して、それがどういう形で誰のものかっていう言い方は変だろけども、それはどういうふうに判断しているのかなと思うんだけども。

◎ 議 長（伊藤政博）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

そちらの点に関しましては所有者不明という状況、使用者も全く居なく、所有者不明ということになれば、財産管理人の方に申し出をして、そちらの方で弁護士等になるんですが、そちらの方でその調査等を行って、それでも且つ所有者、被相続人等が居ない場合は国の方に帰属されるというような手続きとなってきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

8番、木村君。

◎ 8 番（木村 一）

今の関連して。それ、使用者が固定資産税を払っていったら、登記簿上、固定資産税払った人に登記出来るの。その辺どうなっているの。

◎ 議 長（伊藤政博）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

あくまで納税義務者ということで、別に使用者を定めるということになりますので、登記上の所有者とは全く別な捉えとなります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、木村君。

◎ 8 番（木村 一）

登記簿とは別なんですよ。そうしたら、固定資産税払っても永遠と土地が本人の土地にならないということかい。その土地はそうしたら、誰のものになっているの。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午前10時55分 ）

（ 再開 午前10時55分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第3号、『知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第3号、知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

知内町国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正でございますが、説明資料の見出しナンバー3、生活福祉課1ページをお願い致します。新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急対策として、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれ、北海道からの要請により条例の一部を改正するものです。改正の内容ですが、国民健康保険の被保険者で給与の支払いを受けている被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため労務に服することができず、給与の全部又は一部を受け取ることが出来ない者に対して、傷病手当金を支給することが出来る旨を条例で定めることとするものです。

概要、内容については、支給額、適用期間等、記載のとおりでございます。

次のページには、新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

議案に戻りまして、附則です。この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第4号、『知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第4号、知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

知内町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正の概要ですが、説明資料の見出しナンバー3、生活福祉課7ページをお願いします。議案第3号と同様の主旨になりますが、新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急対策として、後期高齢者医療保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたため、北海道後期高齢者医療広域連合から対象者に支給する場合に市町村条例の整備が必要となることから、町条例の一部を改正するものです。

改正の内容ですが、支給対象者、支給期間及び支給額、適用期間については国民健康保険の被保険者の場合と同様の内容になっております。

次のページには、新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

議案に戻りまして、附則です。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 知内町介護保険条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第5号、『知内町介護保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第5号、知内町介護保険条例の一部を改正する条例について。

知内町介護保険条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町介護保険条例の一部を改正する条例。

知内町介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

今回の介護保険条例の一部を改正する条例の概要ですが、説明資料の見出し番号の生活福祉課の3番、5ページをお願い致します。平成27年度から消費税による公費を投入して低所得者の保険料を軽減しておりますが、令和元年10月の消費税率の引き上げに合わせて、更に保険料の軽減強化を図るものです。

改正の根拠ですが、平成2年3月30日公布、同4月1日施行の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正によるものです。軽減対象となる方は、所得区分が第1段階から第3段階の方が対象となります。所得区分並びに対象見込人数は、記載のとおりでございます。軽減割合は保険料基準額の年額63,600円に対し、第1段階で0.375から0.3へ。第2段階は0.625から0.5へ。第3段階は0.725から0.7へと引き下げられるものです。

次のページには、新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

議案に戻りまして、附則ですが、施行期日、1、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。経過措置です。2、この条例による改正後の介護保険条例第4条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、平成31年度までの保険料については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて、会議を閉じます。令和2年第2回知内町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

（ 閉会 午前11時04分 ）